

町有地売却一般競争入札実施要領

佐久穂町では町有地を一般競争入札により売却します。購入を希望される方は、記載事項をご覧の上、申し込みをお願いします。

1 売却物件

No	所在地		地目	面積(m ²)	予定価格(円)
1	大字海瀬 11-8	海瀬駐在所跡地	宅地	313.91	5,697,467
2	大字海瀬 1555-2	大日向駐在所跡地	宅地	340.71	3,679,668
3	大字平林 296-2	平林教員住宅跡地	宅地	292.06	3,533,926
4	大字高野町 1500-66	雁明ニュータウン	宅地	491.67	10,580,000
5	大字高野町 1867-6	久保田 佐久穂 IC 近く	宅地	122.65	1,888,810

2 売却方法

一般競争入札

広く入札参加者を募り、佐久穂町が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方として決定します。

3 入札の流れ

- (1) 申込受付期間 令和8年6月15日(月)から令和8年6月30日(火)
午前8時30分から午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)
- (2) 申込方法 「入札参加申込書」に記入し、必要書類を添付の上、
佐久穂町役場総務課管財係に提出
- (3) 必要書類 個人：住民票
法人：商業登記簿謄本
共通：印鑑証明書、直近の年度の納税証明書
- (4) 受付場所 〒384-0697 南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地
佐久穂町役場 総務課 管財係
- (5) 入札および開札日 令和8年7月7日(火) 午前9時から
南佐久郡佐久穂町大字高野町 569
佐久穂町役場 庁舎 1階 小会議室
「入札書」に購入希望額を記入の上、当日提出

4 申込者の資格

以下のすべての要件に該当する個人又は法人

- (1) 土地代金を一括納入できる方。
- (2) 町税等の滞納がない方。
- (3) 自身又は自社の役員等が、佐久穂町暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする個人又は法人ではないこと。

5 申込条件

- (1) 現地説明会は行いませんので、申込前に現地を十分確認して下さい。物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、この要領に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解のうえお申し込みください。
- (2) 地盤調査、地質調査等を行っていません。必要な場合は購入者の負担により行ってください。
- (3) 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込が無効となる場合があります。

7 売買契約および代金の支払方法

- (1) 落札後と町と売買契約を締結していただきます。
- (2) 土地売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (3) 土地代金（売買代金）は、土地売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として、残金については契約締結後、納期限までに納付してください。
- (4) 土地代金の分割納付はできません。
- (5) 土地代金の納期限の延期はできません。

8 所有権移転等

- (1) 所有権移転は、土地代金の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
- (2) 所有権移転登記は、佐久穂町が囑託により行います。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担となります。

<本件に関する問い合わせ先>

〒384-0697 南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
佐久穂町役場 総務課管財係 電話：0267-86-2525